

令和7年第3回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和7年3月21日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 8 号 令和6年度教育予算の補正（第9号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第 9 号 令和7年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第10号 教育財産取得の申出について
- 7 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第14号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- 11 議案第15号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 12 議案第16号 令和7年度武蔵村山市学校給食基本計画について

- 13 議案第17号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について
- 14 議案第18号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 15 議案第19号 令和7年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について
- 16 議案第20号 令和7年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 17 その他
- 18 議案第21号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の承認について
- 19 議案第22号 指導主事の任命について
- 20 議案第23号 教育センター職員の任命について

議案第20号
資 料
(別冊)

議案第8号

令和6年度教育予算の補正（第9号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和6年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

令和6年度教育予算について、歳入で都補助金、歳出で中学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
16	都支出金		267,835	5,066	272,901
	2	都補助金	263,113	5,066	268,179
	8	教育費都補助金	258,762	5,066	263,828
	歳 入 合 計		2,974,403	5,066	2,979,469

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9	教育費		2,938,907	33,533	2,972,440
	3	中学校費	351,378	22,000	373,378
	1	学校管理費	346,468	22,000	368,468
	6	保健体育費	750,775	11,533	762,308
	2	体育施設費	7,545	1,401	8,946
	4	学校給食費	610,785	10,132	620,917
	歳 出 合 計		6,671,837	33,533	6,705,370

3 繰越明許費

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	6 保健体育費	調理及び配送経費 (賄材料費)	200
9 教育費	6 保健体育費	施設整備事業費 (工事請負費)	2,000

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9 教育費	3 中学校費	第三中学校施設整備事業費 (工事請負費)	59,466	81,466

令和6年度 教育予算 第9号補正参考資料

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
16	都支出金					267,835	5,066	272,901	
	2	都補助金				263,113	5,066	268,179	
		8	教育費都補助金		合計（16・2・8）	258,762	5,066	263,828	
			5	保健体育費補助金		127,254	5,066	132,320	
				公立学校給食費負担軽減事業補助金	給食費の改定による歳出増に伴い増額補正するものである。	124,031	5,066	129,097	学校給食課 学校給食センター

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費				2,938,907	33,533	2,972,440	
	3	中学校費			351,378	22,000	373,378	
		1	学校管理費	合計（9・3・1）	346,468	22,000	368,468	
			第三中学校施設整備事業費	入札不調が続いている第三中学校屋内運動場床改修工事について単価等の見直しにより増額する経費を補正するものである。	92,555	22,000	114,555	教育総務課 教育施設係
	6	保健体育費			750,775	11,533	762,308	
		2	体育施設費	合計（9・6・2）	7,545	1,401	8,946	
			施設整備事業費	総合運動公園運動場第2運動場の加圧給水ユニットの交換に係る経費を補正するものである。	1,490	1,401	2,891	スポーツ振興課 スポーツ振興係
		4	学校給食費	合計（9・6・4）	610,785	10,132	620,917	
			一般事務経費	物価高騰による給食費の改定により増額する経費を補正するものである。	252,264	10,132	262,396	学校給食課 学校給食センター

議案第9号

令和7年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和7年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

令和7年度教育予算について、歳入で都補助金及び雑入、歳出で教育総務費、小学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
16	都支出金		269,922	32,020	301,942
	2	都補助金	265,699	32,020	297,719
		8 教育費都補助金	261,314	32,020	293,334
21	諸収入		49,088	69	49,157
	5	雑入	49,088	69	49,157
		3 雑入	48,116	69	48,185
	歳	入 合 計	341,663	32,089	373,752

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9	教育費		3,532,546	51,254	3,583,800
	1	教育総務費	751,138	13,210	764,348
		3 教育指導費	277,010	13,210	290,220
	2	小学校費	655,130	303	655,433
		1 学校管理費	644,092	303	644,395
	6	保健体育費	921,183	37,741	958,924
		4 学校給食費	690,692	37,741	728,433
	歳	出 合 計	3,624,447	51,254	3,675,701

令和7年度 教育予算 第1号補正参考資料

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
16	都支出金					269,922	32,020	301,942	
	2	都補助金				265,699	32,020	297,719	
		8	教育費都補助金		合計（16・2・8）	261,314	32,020	293,334	
			1	教育総務費補助金		97,532	13,150	110,682	
				エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金	エデュケーション・アシスタントの追加配置による歳出増に伴い増額補正するものである。	20,312	13,150	33,462	教育指導課 指導係
			4	保健体育費補助金		132,603	18,870	151,473	
				公立学校給食費負担軽減事業補助金	給食費の改定による歳出増に伴い増額補正するものである。	132,603	18,870	151,473	学校給食課 学校給食センター
21	諸収入					49,088	69	49,157	
	5	雑入				49,088	69	49,157	
		3	雑入		合計（21・5・3）	48,116	69	48,185	
			1	雑入		48,116	69	48,185	
				会計年度任用職員雇用保険料負担金	エデュケーション・アシスタントの追加配置に伴う雇用保険料負担金を計上するものである。	532	69	601	教育指導課 指導係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						3, 532, 546	51, 254	3, 583, 800	
	1	教育総務費					751, 138	13, 210	764, 348	
		3	教育指導費			合計（9・1・3）	277, 010	13, 210	290, 220	
			教育指導管理経費			エデュケーション・アシスタントの追加配置に係る経費を補正するものである。	121, 669	13, 210	134, 879	教育指導課 指導係
	2	小学校費					655, 130	303	655, 433	
		1	学校管理費			合計（9・2・1）	644, 092	303	644, 395	
			第九小学校運営経費			経年劣化により不通が頻発している電話交換機の部品の入手が困難であり、修繕不可能であるため、新たな電話機等の借上げに係る経費を補正するものである。	28, 485	303	28, 788	教育総務課 教育政策係
	6	保健体育費					921, 183	37, 741	958, 924	
		4	学校給食費			合計（9・6・4）	690, 692	37, 741	728, 433	
			一般事務経費			物価高騰に伴う給食費の改定により増額する経費を補正するものである。	269, 538	37, 741	307, 279	学校給食課 学校給食センター

議案第10号

教育財産取得の申出について

教育財産取得の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センターが竣工したことに伴い、教育財産の取得の申出をする必要があるので、本案を提出します。

防災食育センター整備概要

1 施設名 武蔵村山市防災食育センター

2 所在地 武蔵村山市榎三丁目30番地の1

3 建物概要 鉄骨造 3階建て（屋上階有り）

建築面積 1,457.18 m²（本体：1,401.70 m²、付属棟：55.48 m²）

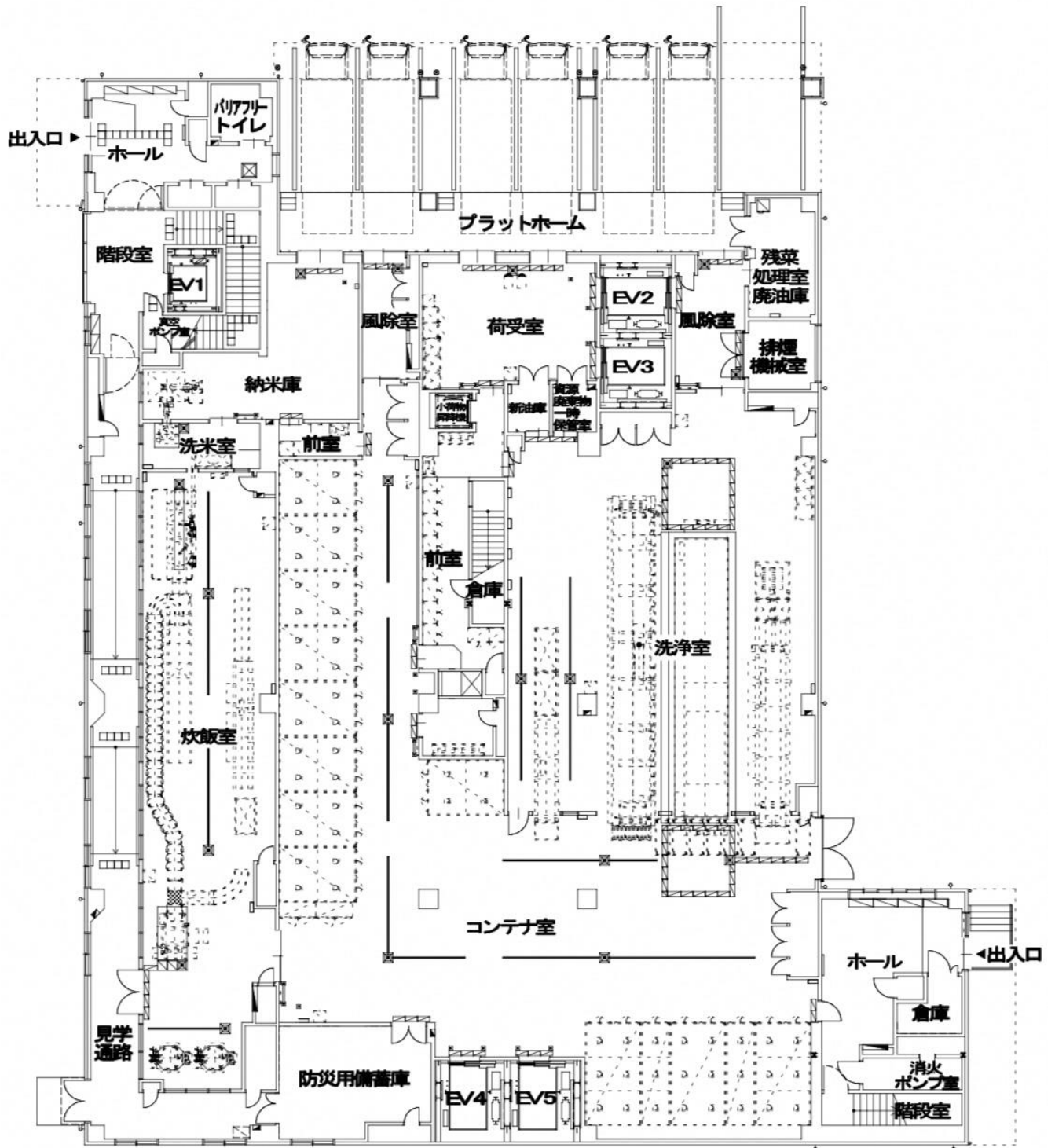
延床面積 3927.02 m²（本体：3,871.54 m²、付属棟：55.48 m²）

4 調理能力 応急給食数 3日間で60,000食（災害時）
学校給食数 1日最大 6,000食（平常時）

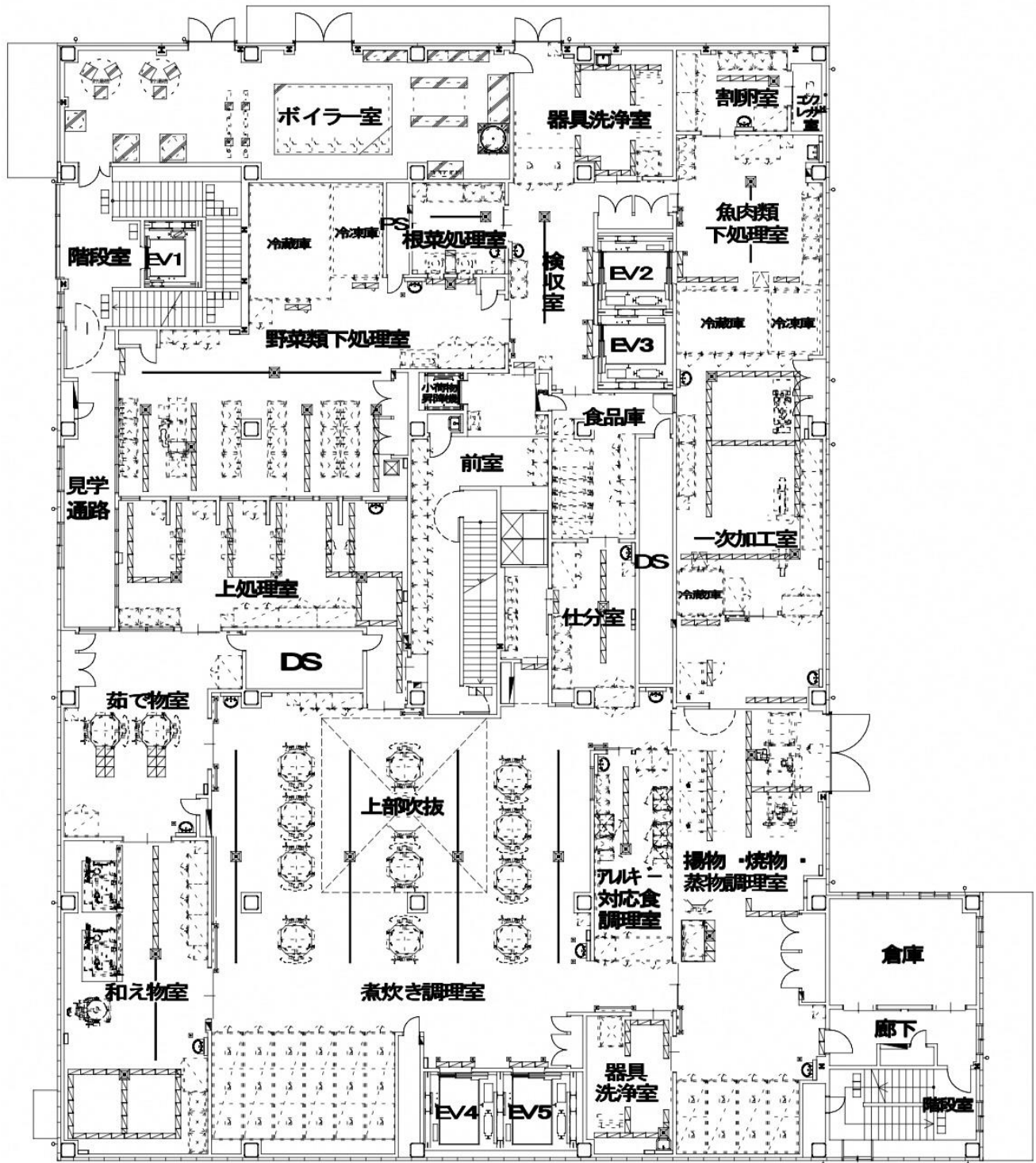
5 主な設備 受水槽（ステンレス製）：125t
予備燃料（LPガス）の備蓄量：50kg×52本
マイクロコージェネ：4台
太陽光パネル：10kw対応

6 その他 別紙図面のとおり

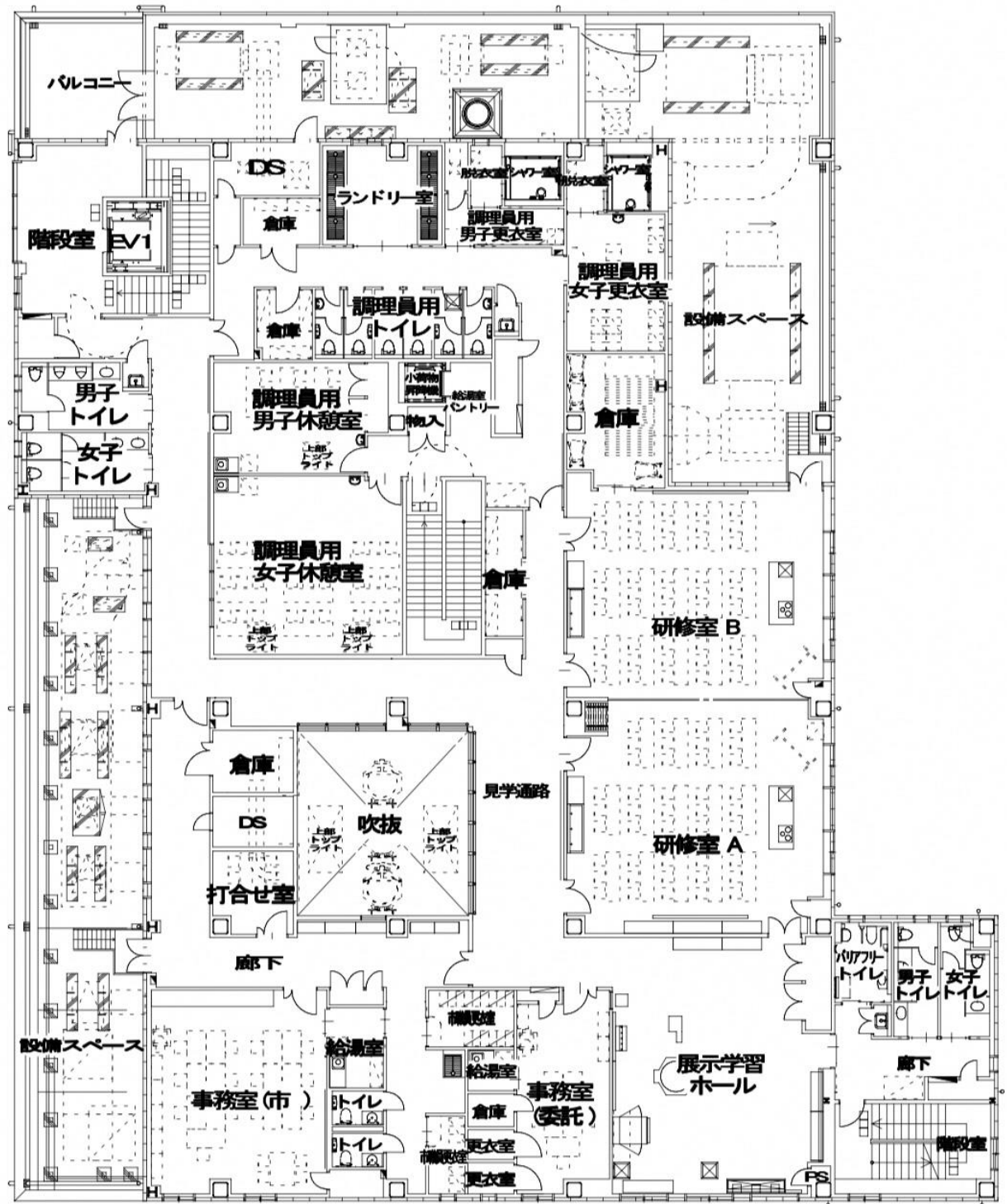
1 階平面図



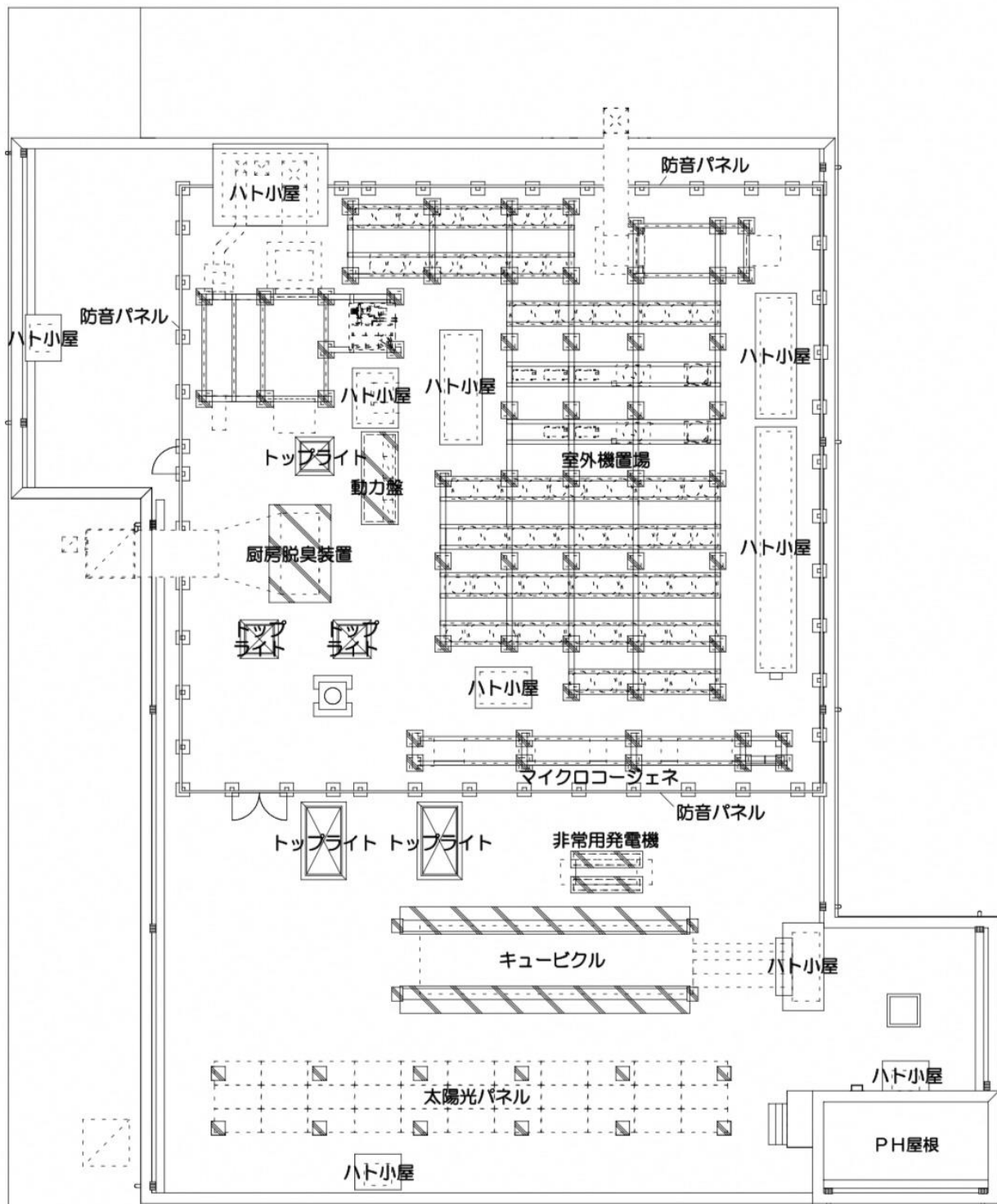
2 階平面図



3 階平面図



R 階平面図



議案第 11 号

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 21 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センターの運用開始に伴い、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則（平成16年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「学校給食センター」を「防災食育センター」に改める。

第3条第1項中「学校給食センター」を「防災食育センター」に改める。

第5条の表教育部の部学校給食課の項中「学校給食センター」を「防災食育センター」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市教育委員会事務局組織規則 平成16年 2 月26日教委規則第 1 号 第 1 条 略 （部及び課の設置） 第 2 条 略 2 学校給食課に<u>防災食育センター</u>を置く。 3 略 4 略 （部長等の設置） 第 3 条 部に部長を、課に課長を、<u>防災食育センター</u>に所長を置く。 第 4 条 略 （分掌事務） 第 5 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、他の課に属する事務を兼ねさせ、又は分掌事務以外の事務を処理させることができる。 教育部 教育総務課 略 教育指導課 略 学校給食課 <u>防災食育センター</u> (1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食運営委員会に関すること。	武蔵村山市教育委員会事務局組織規則 平成16年 2 月26日教委規則第 1 号 第 1 条 略 （部及び課の設置） 第 2 条 略 2 学校給食課に<u>学校給食センター</u>を置く。 3 略 4 略 （部長等の設置） 第 3 条 部に部長を、課に課長を、<u>学校給食センター</u>に所長を置く。 第 4 条 略 （分掌事務） 第 5 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、他の課に属する事務を兼ねさせ、又は分掌事務以外の事務を処理させることができる。 教育部 教育総務課 略 教育指導課 略 学校給食課 <u>学校給食センター</u> (1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食運営委員会に関すること。

改正案（新）	現行（旧）
(3) <u>防災食育センター</u>の維持管理に関すること。 (4) 食育の推進に関すること。 (5) 学校給食調理業務の民間委託に関すること。 <u>(6)</u> 課内の庶務に関すること。 文化振興課 略 スポーツ振興課 略 第6条 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(3) <u>学校給食センター</u>の維持管理に関すること。 (4) 食育の推進に関すること。 (5) 学校給食調理業務の民間委託に関すること。 <u>(6) 防災食育センターに関すること。</u> <u>(7)</u> 課内の庶務に関すること。 文化振興課 略 スポーツ振興課 略 第6条 略

議案第12号

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

学校選択の申請に必要な様式の整備及び都営村山団地の建替え等に伴い、小学校及び中学校の通学区域を整理する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の指定に関する規則（平成１６年武蔵村山市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「により」を「に別に定める書類を添えて、」に改める。

第１０条第３項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申立てが同表の８の項に定める内容によるものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める小学校をあらかじめ見学し、当該見学をしたことを証する書類（以下「見学確認書」という。）の交付を受けなければならない。

(1) 変更前の指定校が小中一貫校（武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則（昭和５３年武蔵村山市教育委員会規則第５号）に定める小中一貫校をいう。

以下同じ。）の小学校以外の場合 当該変更先の小中一貫校の小学校

(2) 変更前の指定校が小中一貫校の小学校の場合 当該変更前の小中一貫校の小学校及び当該変更先の小中一貫校の小学校

別表第１の１ 小学校通学区域の表武蔵村山市立第四小学校の項中「１１３７号棟」を「１１４０号棟」に、「１１３９号棟及び１１４０号棟」を「１１４７号棟及び１１４８号棟」に改め、同表武蔵村山市立雷塚小学校の項中「１１４５号棟及び１１４６号棟」を「１１４１号棟から１１４６号棟まで」に改め、別表第１の２ 中学校通学区域の表武蔵村山市立第二中学校の項中「１１３７号棟」を「１１４０号棟」に、「１１３９号棟及び１１４０号棟」を「１１４７号棟及び１１４８号棟」に改め、同表武蔵村山市立第三中学校の項中「１１４５号棟及び１１４６号棟」を「１１４１号棟から１１４６号棟まで」に改める。

別表第２の８の項中

を

見学確認書
見学確認書

に改める。

第 1 号様式中「印」を削る。

第 2 号様式中「日付」を「日付け」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市立学校の指定に関する規則 平成16年 4 月21日教委規則第 8 号 第 1 条から第 6 条まで 略 （学校選択の申請） 第 7 条 第 5 条の規定により学校選択ができる保護者は、学校選択をしようとするときは、当該就学予定者の入学期日が属する年の前年の 9 月 1 日から同月30日までの間に、学校選択申請書（第 1 号様式）<u>に別に定める書類を添えて、</u>委員会に申請しなければならない。 2 略 第 8 条及び第 9 条 略 （就学すべき市立学校の変更） 第10条 略 2 略 3 第 1 項の規定による保護者の申立ては、別に定める書類及び別表第 2 に定める添付書類を委員会に提出することにより行うものとする。<u>この場合において、当該申立てが同表の 8 の項に定める内容によるものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める小学校をあらかじめ見学し、当該見学をしたことを証する書類（以下「見学確認書」という。）の交付を受けなければならない。</u> <u>(1) 変更前の指定校が小中一貫校（武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則（昭和 5 3 年武蔵村山市教育委員会規則第 5 号）に定</u>	武蔵村山市立学校の指定に関する規則 平成16年 4 月21日教委規則第 8 号 第 1 条から第 6 条まで 略 （学校選択の申請） 第 7 条 第 5 条の規定により学校選択ができる保護者は、学校選択をしようとするときは、当該就学予定者の入学期日が属する年の前年の 9 月 1 日から同月30日までの間に、学校選択申請書（第 1 号様式）<u>により</u>委員会に申請しなければならない。 2 略 第 8 条及び第 9 条 略 （就学すべき市立学校の変更） 第10条 略 2 略 3 第 1 項の規定による保護者の申立ては、別に定める書類及び別表第 2 に定める添付書類を委員会に提出することにより行うものとする。

改正案（新）	現行（旧）																				
<u>める小中一貫校をいう。以下同じ。）の小学校以外の場合 当該変更先の小中一貫校の小学校</u> <u>(2) 変更前の指定校が小中一貫校の小学校の場合 当該変更前の小中一貫校の小学校及び当該変更先の小中一貫校の小学校</u> 4 略 第11条から第14条まで 略 別表第1（第2条関係） 1 小学校通学区域 <table border="1" data-bbox="156 619 1099 1193"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立第四小学校</td><td>大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1140号棟</u> まで並びに <u>1147号棟及び1148号棟</u>）の区域</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立雷塚小学校</td><td>学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1141号棟</u> から <u>1146号棟</u> まで）の区域</td></tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	略		武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1140号棟</u> まで並びに <u>1147号棟及び1148号棟</u> ）の区域	略		武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1141号棟</u> から <u>1146号棟</u> まで）の区域	4 略 第11条から第14条まで 略 別表第1（第2条関係） 1 小学校通学区域 <table border="1" data-bbox="1137 619 2083 1193"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立第四小学校</td><td>大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1137号棟</u> まで並びに <u>1139号棟及び1140号棟</u>）の区域</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立雷塚小学校</td><td>学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟</u> 及び <u>1146号棟</u>）の区域</td></tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	略		武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1137号棟</u> まで並びに <u>1139号棟及び1140号棟</u> ）の区域	略		武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟</u> 及び <u>1146号棟</u> ）の区域
学校名	通学区域																				
略																					
武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1140号棟</u> まで並びに <u>1147号棟及び1148号棟</u> ）の区域																				
略																					
武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1141号棟</u> から <u>1146号棟</u> まで）の区域																				
学校名	通学区域																				
略																					
武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1137号棟</u> まで並びに <u>1139号棟及び1140号棟</u> ）の区域																				
略																					
武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟</u> 及び <u>1146号棟</u> ）の区域																				

改正案（新）		現行（旧）	
2 中学校通学区域		2 中学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略		略	
武蔵村山市立第二中学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1140号棟</u> まで並びに <u>1147号棟及び1148号棟</u> ）の区域	武蔵村山市立第二中学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から <u>1137号棟</u> まで並びに <u>1139号棟及び1140号棟</u> ）の区域
武蔵村山市立第三中学校	学園二丁目、同三丁目の一部（1番地から71番地まで）、同四丁目の一部（1番地から10番地まで）、神明、中藤一丁目の一部（1番地から6番地まで、12番地から14番地まで、17番地から50番地まで及び53番地から56番地までを除く。）、同三丁目の一部（1番地から14番地まで、25番地及び27番地から53番地までを除く。）、同四丁目、同五丁目、中央二丁目の一部（33番地）及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1141号棟から1146号棟まで</u> ）の区域	武蔵村山市立第三中学校	学園二丁目、同三丁目の一部（1番地から71番地まで）、同四丁目の一部（1番地から10番地まで）、神明、中藤一丁目の一部（1番地から6番地まで、12番地から14番地まで、17番地から50番地まで及び53番地から56番地までを除く。）、同三丁目の一部（1番地から14番地まで、25番地及び27番地から53番地までを除く。）、同四丁目、同五丁目、中央二丁目の一部（33番地）及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟及び1146号棟</u> ）の区域
略		略	

改正案（新）						現行（旧）					
別表第 2 （第10条関係） 指定校変更承諾基準						別表第 2 （第10条関係） 指定校変更承諾基準					
番号	区分	内容	対象学年	承諾期間	添付書類	番号	区分	内容	対象学年	承諾期間	添付書類
略						略					
8	小 中 一 貫 校 へ の就学	就学予定者 で武蔵村山 市立第四小 学校又は武 蔵村山市立 第七小学校 への就学を 希望するも の	小学校の 就学予定 者	卒業する まで	<u>見学確認 書</u>	8	小 中 一 貫 校 へ の就学	就学予定者 で武蔵村山 市立第四小 学校又は武 蔵村山市立 第七小学校 への就学を 希望するも の	小学校の 就学予定 者	卒業する まで	
		市内に転入 した児童で 武蔵村山市 立第四小学 校又は武蔵 村山市立第 七小学校へ の就学を希 望するもの	小学校の 全学年	卒業する まで	<u>見学確認 書</u>			市内に転入 した児童で 武蔵村山市 立第四小学 校又は武蔵 村山市立第 七小学校へ の就学を希 望するもの	小学校の 全学年	卒業する まで	
略						略					

改正案（新）	現行（旧）																																																
第 1 号様式（第 7 条関係） 学 校 選 択 申 請 書 下記のとおり、通学区域校以外の中学校を選択したく申請します。 記 <table border="1"> <tr> <td>ふ り が な</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>児 童 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>性 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>選 択 希 望 校</td> <td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td> </tr> <tr> <td>通 学 区 域 校</td> <td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td> </tr> </table> 年 月 日 保護者氏名 _____ 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ 武蔵村山市教育委員会 殿	ふ り が な				児 童 氏 名				生 年 月 日	年 月 日	性 別		住 所				選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校			通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校			第 1 号様式（第 7 条関係） 学 校 選 択 申 請 書 下記のとおり、通学区域校以外の中学校を選択したく申請します。 記 <table border="1"> <tr> <td>ふ り が な</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>児 童 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>性 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>選 択 希 望 校</td> <td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td> </tr> <tr> <td>通 学 区 域 校</td> <td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td> </tr> </table> 年 月 日 保護者氏名 _____ 印 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ 武蔵村山市教育委員会 殿	ふ り が な				児 童 氏 名				生 年 月 日	年 月 日	性 別		住 所				選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校			通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校		
ふ り が な																																																	
児 童 氏 名																																																	
生 年 月 日	年 月 日	性 別																																															
住 所																																																	
選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																
通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																
ふ り が な																																																	
児 童 氏 名																																																	
生 年 月 日	年 月 日	性 別																																															
住 所																																																	
選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																
通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																

改正案（新）	現行（旧）																																																								
第 2 号様式（第 8 条関係） 記 号 番 号 年 月 日 (保護者名) 殿 武蔵村山市教育委員会 学校選択申請結果通知書 年 月 日付で申請のありました入学する中学校の選択について、下記のとおり決定したので通知します。 記 1 申請のとおり、選択希望校への入学を承認します。(入学通知は、後日郵送します。) 2 抽選の結果、待機者となります。(待機順位 番) <table><tr><td>ふ り が な</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>児 童 氏 名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>性 別</td><td></td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>保 護 者 名</td><td></td><td>続 柄</td><td></td></tr><tr><td>選 択 希 望 校</td><td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td></tr><tr><td>通 学 区 域 校</td><td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td></tr></table> <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	ふ り が な				児 童 氏 名				生 年 月 日	年 月 日	性 別		住 所				保 護 者 名		続 柄		選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校			通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校			第 2 号様式（第 8 条関係） 記 号 番 号 年 月 日 (保護者名) 殿 武蔵村山市教育委員会 学校選択申請結果通知書 年 月 日付で申請のありました入学する中学校の選択について、下記のとおり決定したので通知します。 記 1 申請のとおり、選択希望校への入学を承認します。(入学通知は、後日郵送します。) 2 抽選の結果、待機者となります。(待機順位 番) <table><tr><td>ふ り が な</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>児 童 氏 名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>性 別</td><td></td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>保 護 者 名</td><td></td><td>続 柄</td><td></td></tr><tr><td>選 択 希 望 校</td><td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td></tr><tr><td>通 学 区 域 校</td><td colspan="3">武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校</td></tr></table>	ふ り が な				児 童 氏 名				生 年 月 日	年 月 日	性 別		住 所				保 護 者 名		続 柄		選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校			通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校		
ふ り が な																																																									
児 童 氏 名																																																									
生 年 月 日	年 月 日	性 別																																																							
住 所																																																									
保 護 者 名		続 柄																																																							
選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																								
通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																								
ふ り が な																																																									
児 童 氏 名																																																									
生 年 月 日	年 月 日	性 別																																																							
住 所																																																									
保 護 者 名		続 柄																																																							
選 択 希 望 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																								
通 学 区 域 校	武 蔵 村 山 市 立 第 中 学 校																																																								

議案第13号

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

令和7年度の学校給食費の無償化等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則（平成17年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「武蔵村山市立学校給食センター（以下「給食センター」を「武蔵村山市防災食育センター（以下「防災食育センター」に改める。

第6条第2項の表中「給食センター」を「防災食育センター」に改める。

第9条第5号中「給食センター」を「防災食育センター」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項中「令和6年度」を「令和7年度」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																																																
武蔵村山市立学校の給食費に関する規則	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則																																																
平成17年 2 月23日教委規則第 1 号	平成17年 2 月23日教委規則第 1 号																																																
第 1 条 略	第 1 条 略																																																
（用語の意義）	（用語の意義）																																																
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																
(1) 略	(1) 略																																																
(2) 略	(2) 略																																																
(3) 職員 小学校若しくは中学校又は武蔵村山市防災食育センター（以下「防災食育センター」という。）に勤務する者をいう。	(3) 職員 小学校若しくは中学校又は武蔵村山市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に勤務する者をいう。																																																
第 3 条から第 5 条まで 略	第 3 条から第 5 条まで 略																																																
（給食費の額等）	（給食費の額等）																																																
第 6 条 略	第 6 条 略																																																
2 略	2 略																																																
<table><tr><td>小学校の第 1 学年の児童</td><td>5,000円</td><td>3,631円</td></tr><tr><td>小学校の第 2 学年の児童</td><td>5,500円</td><td>1,358円</td></tr><tr><td>小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童</td><td>5,500円</td><td>4,334円</td></tr><tr><td>小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童</td><td>6,000円</td><td>2,682円</td></tr><tr><td>中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒</td><td>6,500円</td><td>3,076円</td></tr><tr><td>中学校の第 3 学年の生徒</td><td>6,500円</td><td>1,960円</td></tr><tr><td>小学校又は防災食育センターに勤務する者</td><td>6,000円</td><td>4,704円</td></tr><tr><td>中学校に勤務する者</td><td>7,000円</td><td>1,424円</td></tr></table>	小学校の第 1 学年の児童	5,000円	3,631円	小学校の第 2 学年の児童	5,500円	1,358円	小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,500円	4,334円	小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	6,000円	2,682円	中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	6,500円	3,076円	中学校の第 3 学年の生徒	6,500円	1,960円	小学校又は防災食育センターに勤務する者	6,000円	4,704円	中学校に勤務する者	7,000円	1,424円	<table><tr><td>小学校の第 1 学年の児童</td><td>5,000円</td><td>3,631円</td></tr><tr><td>小学校の第 2 学年の児童</td><td>5,500円</td><td>1,358円</td></tr><tr><td>小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童</td><td>5,500円</td><td>4,334円</td></tr><tr><td>小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童</td><td>6,000円</td><td>2,682円</td></tr><tr><td>中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒</td><td>6,500円</td><td>3,076円</td></tr><tr><td>中学校の第 3 学年の生徒</td><td>6,500円</td><td>1,960円</td></tr><tr><td>小学校又は給食センターに勤務する者</td><td>6,000円</td><td>4,704円</td></tr><tr><td>中学校に勤務する者</td><td>7,000円</td><td>1,424円</td></tr></table>	小学校の第 1 学年の児童	5,000円	3,631円	小学校の第 2 学年の児童	5,500円	1,358円	小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,500円	4,334円	小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	6,000円	2,682円	中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	6,500円	3,076円	中学校の第 3 学年の生徒	6,500円	1,960円	小学校又は給食センターに勤務する者	6,000円	4,704円	中学校に勤務する者	7,000円	1,424円
小学校の第 1 学年の児童	5,000円	3,631円																																															
小学校の第 2 学年の児童	5,500円	1,358円																																															
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,500円	4,334円																																															
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	6,000円	2,682円																																															
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	6,500円	3,076円																																															
中学校の第 3 学年の生徒	6,500円	1,960円																																															
小学校又は防災食育センターに勤務する者	6,000円	4,704円																																															
中学校に勤務する者	7,000円	1,424円																																															
小学校の第 1 学年の児童	5,000円	3,631円																																															
小学校の第 2 学年の児童	5,500円	1,358円																																															
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,500円	4,334円																																															
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	6,000円	2,682円																																															
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	6,500円	3,076円																																															
中学校の第 3 学年の生徒	6,500円	1,960円																																															
小学校又は給食センターに勤務する者	6,000円	4,704円																																															
中学校に勤務する者	7,000円	1,424円																																															

改正案（新）	現行（旧）
3 略 4 略 5 略 第7条及び第8条 略 （給食費の基準単価） 第9条 給食1食当たりの平均的な単価は、次の各号に掲げる給食の対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の第1学年及び第2学年の児童 303円 (2) 小学校の第3学年及び第4学年の児童 319円 (3) 小学校の第5学年及び第6学年の児童 337円 (4) 中学校の生徒 372円 (5) 小学校又は<u>防災食育センター</u>に勤務する者 337円 (6) 中学校に勤務する者 372円 第10条 略 附 則 1 略 （<u>令和7年度</u>に実施する学校給食に係る給食費の負担に関する特例） 2 第4条の規定にかかわらず、同条の規定により児童又は生徒の保護者が負担すべき<u>令和7年度</u>の給食費は、市が負担するものとする。ただし、当該保護者が次の各号に掲げるいずれかの給付により負担すべき給食費の支給を受けており、又は給食費を負担することについて委員会が不適当と認める場合を除く。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助	3 略 4 略 5 略 第7条及び第8条 略 （給食費の基準単価） 第9条 給食1食当たりの平均的な単価は、次の各号に掲げる給食の対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の第1学年及び第2学年の児童 303円 (2) 小学校の第3学年及び第4学年の児童 319円 (3) 小学校の第5学年及び第6学年の児童 337円 (4) 中学校の生徒 372円 (5) 小学校又は<u>給食センター</u>に勤務する者 337円 (6) 中学校に勤務する者 372円 第10条 略 附 則 1 略 （<u>令和6年度</u>に実施する学校給食に係る給食費の負担に関する特例） 2 第4条の規定にかかわらず、同条の規定により児童又は生徒の保護者が負担すべき<u>令和6年度</u>の給食費は、市が負担するものとする。ただし、当該保護者が次の各号に掲げるいずれかの給付により負担すべき給食費の支給を受けており、又は給食費を負担することについて委員会が不適当と認める場合を除く。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助

改正案（新）	現行（旧）
(2) 学校教育法第19条の規定に基づく援助 (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定に基づく就学奨励 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(2) 学校教育法第19条の規定に基づく援助 (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定に基づく就学奨励 <u>3 令和6年度に実施する給食の給食費に係る第6条の規定の適用については、同条第1項中「前月」とあるのは「前月（第9条に定める単価（以下「基準単価」という。）の改定により新たに生じた小学校又は給食センターに勤務する者及び中学校に勤務する者が納入すべき給食費については、2月）」と、同条第2項ただし書中「第9条に定める単価（以下「基準単価」という。）」とあるのは「基準単価」とし、同項の表の規定にかかわらず、次の表によるものとする。</u>

議案第14号

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センターの運用開始に伴い、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和63年武蔵村山市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 武蔵村山市防災食育センター（以下「防災食育センター」という。）

第2条に次の1号を加える。

(4) 武蔵村山市立小学校及び武蔵村山市立中学校（以下「学校」という。）

別表給食センターに勤務する職員の項中「給食センター」を「防災食育センター」に改め、同表に次のように加える。

学校に勤務する職員	1週間について38時間45分とし、その割り振りは、午前6時30分から午後3時15分までとする。	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日
-----------	---	------------	----------

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																				
武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程	武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程																				
昭和63年10月15日教委規程第 1 号	昭和63年10月15日教委規程第 1 号																				
第 1 条 略	第 1 条 略																				
（定義）	（定義）																				
第 2 条 この規程において「施設」とは、次に掲げるものをいう。	第 2 条 この規程において「施設」とは、次に掲げるものをいう。																				
(1) <u>武蔵村山市防災食育センター（以下「防災食育センター」という。）</u>	(1) <u>武蔵村山市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）</u>																				
(2) 略	(2) 略																				
(3) 略	(3) 略																				
(4) <u>武蔵村山市立小学校及び武蔵村山市立中学校（以下「学校」という。）</u>																					
第 3 条 略	第 3 条 略																				
別表（第 3 条関係）	別表（第 3 条関係）																				
<table><tr><td>区分</td><td>正規の勤務時間及びその割り振り</td><td>休憩時間</td><td>週休日</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>学校に勤務する職員</td><td><u>1 週間について38時間45分とし、その割り振りは、午前 6 時30分から午後 3 時15分までとする。</u></td><td><u>正午から午後 1 時まで</u></td><td><u>日曜日及び土曜日</u></td></tr></table>	区分	正規の勤務時間及びその割り振り	休憩時間	週休日	略				学校に勤務する職員	<u>1 週間について38時間45分とし、その割り振りは、午前 6 時30分から午後 3 時15分までとする。</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>	<table><tr><td>区分</td><td>正規の勤務時間及びその割り振り</td><td>休憩時間</td><td>週休日</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	区分	正規の勤務時間及びその割り振り	休憩時間	週休日	略			
区分	正規の勤務時間及びその割り振り	休憩時間	週休日																		
略																					
学校に勤務する職員	<u>1 週間について38時間45分とし、その割り振りは、午前 6 時30分から午後 3 時15分までとする。</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>																		
区分	正規の勤務時間及びその割り振り	休憩時間	週休日																		
略																					
様式 略	様式 略																				
<u>附 則</u>																					
<u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>																					

議案第15号

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センターの運用開始に伴い、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出します。

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める

要綱の一部を改正する要綱

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱（平成
18年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号及び同条第2項第3号を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱 平成18年 3 月28日教委訓令（甲）第 1 号 第 1 条及び第 2 条 略 （担当課長の設置及びその分掌事務） 第 3 条 略 （1） 略 （2） 略 2 略 （1） 略 （2） 略 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱 平成18年 3 月28日教委訓令（甲）第 1 号 第 1 条及び第 2 条 略 （担当課長の設置及びその分掌事務） 第 3 条 略 （1） 略 （2） 略 <u>（3） 教育部学校給食課 防災食育センター整備担当課長</u> 2 略 （1） 略 （2） 略 <u>（3） 防災食育センター整備担当課長 組織規則第 5 条に定める教育部学校給食課の分掌事務のうち第 6 号に掲げる事務</u>

議案第16号

令和7年度武蔵村山市学校給食基本計画について

令和7年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

令和7年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出します。

令和 7 年 度

武蔵村山市学校給食基本計画書



武蔵村山市広報キャラクター

「Mジロ」

武蔵村山市教育委員会

目 次

1 基本方針

- (1) 学校給食実施に関する基本方針 1
- (2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項 1

2 基本計画

- (1) 年間給食日数 4
- (2) 給食1食当たりの単価及び給食費の額 4
- (3) 給食基本人員 5
- (4) 献立目標 5
- (5) 学校給食センターの稼働 6
 - ア 武蔵村山市防災食育センター(小学校委託分)の学期別稼働表 .. 6
 - 令和7年度 小学校給食業務稼働表 7
 - イ 武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表 8
 - 令和7年度 中学校給食業務稼働表 9

3 歳入歳出予算概要

- (1) 歳入予算 10
- (2) 歳出予算 10
- (3) 歳入予算の内訳 11
 - ア 給食費 11
 - イ 過年度分給食費 11
 - ウ 試食会費 12

1 基本方針

(1) 学校給食実施に関する基本方針

学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定めるとおり、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、同法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる学校給食の目標が達成されるよう努めなければならないと定められており、本市の学校教育においても、これらの目標の達成に向けて、学校給食を実施するものであり、国が示す学校給食実施基準により、地域の特徴を加えながら実施していくものである。

ア 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

イ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

ウ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

エ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

オ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

カ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

キ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項

ア 学校給食の実施について

成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準（平成21年度文部科学省告示第61号）を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。

イ 食育・地産地消の推進について

毎月の予定献立表を活用して食に関する情報を提供するとともに、旬の食材や行事食・郷土食を献立に取り入れるほか、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」についても理解が深まるような献立の実施に努める。また、地元農家の協力を得て

地場食材を積極的に導入する。

ウ 安全・衛生管理について

学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）や厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル、国等の衛生管理に関する通知等に基づき、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努める。

また、学校給食におけるアレルギー対応食（除去食）については、防災食育センター稼働に伴い、一部除去食の提供開始を令和7年度中に小・中学校同時に実施するものとする。

エ 学校給食費会計の公平化・公正化について

学校給食費は、国の通知である学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（令和元年7月31日付元文科初第561号）により、公会計化の推進が求められていることから、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にしながら、近い将来の公会計化の実施を目指し準備を進めるものとする。

オ 給食業務の民間委託について

小学校学校給食調理等業務については、新たな施設である武蔵村山市防災食育センター（武蔵村山市榎）にて令和7年3月から令和12年7月（65か月）まで公設民営の委託方式で実施する。

また、中学校学校給食調理等業務については、武蔵村山給食センター（武蔵村山市伊奈平）にて令和7年4月から令和12年7月まで（64か月）民設民営の委託方式で実施する。

今後も、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底する。

以上のことを踏まえ、引き続き安全・安心でバランスのとれた安全でおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に向けて努めるものとする。

令和７年度の学校給食費については、令和７年第一回武蔵村山市議会定例会において、令和７年度一般会計当初予算案が可決された場合は、引き続き、東京都の補助金を活用し、児童・生徒分について無償化とする予定である。以下、本計画書に記載している内容は、無償化を見越した内容である。

2 基本計画

(1) 年間給食日数

児童・生徒等に係る年間給食日数は、「武蔵村山市立学校の給食費に関する規則」（以下、「規則」という。）により、アからカまでに掲げる区分に応じ定めている。

ア	小学校第1学年の児童	177日
イ	小学校第2学年から第6学年までの児童	186日
ウ	小学校の職員	192日
エ	中学校第1学年及び第2学年の生徒	183日
オ	中学校第3学年の生徒	180日
カ	中学校の職員	192日

(2) 給食1食当たりの単価及び給食費の額

ア 令和7年度の給食費については、前年度と同様に児童・生徒分については、公費負担（無償化）とするものの、給食1食当たりの単価及び給食費の額は規則で定めており、令和7年4月から改定し次のとおりとなっている。

区 分		1食当たりの単価	月 額	
			4月から翌年2月まで(8月を除く。)	3月
小学校	第1学年	303円	5,000円	3,631円
	第2学年	303円	5,500円	1,358円
	第3・4学年	319円	5,500円	4,334円
	第5・6学年	337円	6,000円	2,682円
	教職員	337円	6,000円	4,704円
中学校	第1・2学年	372円	6,500円	3,076円
	第3学年	372円	6,500円	1,960円
	教職員	372円	7,000円	1,424円

(3) 給食基本人員

小・中学校における給食基本人員は次のとおり。

区 分	児童・生徒	教職員	合 計
小 学 校	3, 5 0 3 人	2 3 0 人	3, 7 3 3 人
中 学 校	1, 7 7 2 人	1 3 6 人	1, 9 0 8 人
合 計	5, 2 7 5 人	3 6 6 人	5, 6 4 1 人

※ 「令和 7 年度学級編制資料（12.1現在）」の数値を引用

(4) 献立目標

小・中学校における主食の区分による献立目標は次のとおりとする。

小 学 校			中 学 校		
主食の区分	日 数	割 合	主食の区分	日 数	割 合
米 飯	日 1 5 3	% 8 0	米 飯	日 1 7 0	% 8 8
パ ン	2 0	1 0	パ ン	1 1	6
麺 類	1 9	1 0	麺 類	1 1	6
合 計	1 9 2	1 0 0	合 計	1 9 2	1 0 0

(5) 学校給食センターの稼働

ア 武蔵村山市防災食育センター(小学校委託分)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	期 間	月 別	学期別
1 学 期	4 月	1 1 日 ～ 3 0 日	1 3 日	6 7 日
	5 月	1 日 ～ 3 0 日	2 0 日	
	6 月	2 日 ～ 3 0 日	2 1 日	
	7 月	1 日 ～ 1 7 日	1 3 日	
2 学 期	9 月	2 日 ～ 3 0 日	1 9 日	7 7 日
	1 0 月	1 日 ～ 3 1 日	2 2 日	
	1 1 月	4 日 ～ 2 8 日	1 8 日	
	1 2 月	1 日 ～ 2 4 日	1 8 日	
3 学 期	1 月	9 日 ～ 3 0 日	1 5 日	4 8 日
	2 月	2 日 ～ 2 7 日	1 8 日	
	3 月	2 日 ～ 2 3 日	1 5 日	
合 計			1 9 2 日	



武蔵村山市広報キャラクター
「Mジロ」

令和7年度 小学校給食業務稼働表

4月 (13回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5						
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

4/7始業式・8入学式

5月 (20回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月 (21回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月 (13回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5						
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

7/18終業式

9月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

9/1始業式

10月 (22回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12/25終業式

1月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1/8始業式

2月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3/24卒業式・25修了式

*稼働日192日
 *小学校の給食実数186回
 *小学1年生の給食実数177回
 (注) []内は、稼働日
 ○印は祝日等を表す。

イ 武蔵村山給食センター(中学校委託分)の学期別稼働表

学 期	稼 働 期 間		稼 働 日 数	
	月	期 間	月 別	学期別
1 学 期	4 月	1 0 日 ～ 3 0 日	1 4 日	6 7 日
	5 月	1 日 ～ 3 0 日	2 0 日	
	6 月	3 日 ～ 3 0 日	2 0 日	
	7 月	1 日 ～ 1 7 日	1 3 日	
2 学 期	9 月	2 日 ～ 3 0 日	1 9 日	7 7 日
	1 0 月	1 日 ～ 3 1 日	2 2 日	
	1 1 月	4 日 ～ 2 8 日	1 8 日	
	1 2 月	1 日 ～ 2 4 日	1 8 日	
3 学 期	1 月	9 日 ～ 3 0 日	1 5 日	4 8 日
	2 月	2 日 ～ 2 7 日	1 8 日	
	3 月	3 日 ～ 2 4 日	1 5 日	
合 計			1 9 2 日	



武蔵村山市広報キャラクター

「Mジロ」

令和 7 年度 中学校給食業務稼働表

4 月 (14回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5						
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

4/7始業式・8入学式

5 月 (20回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6 月 (20回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

6/2(仮)運動会振替休業日

7 月 (13回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7/18終業式

9 月 (19回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

9/1始業式

10 月 (22回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11 月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12 月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12/25終業式

1 月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1/8始業式

2 月 (18回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3 月 (15回)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3/19卒業式・25修了式

*稼働日192日

*中学校の給食実数183回

*中学3年生の給食実数180回

(注) 内は、稼働日

○印は祝日等を表す。

3 歳入歳出予算概要

(1) 歳入予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
給 食 費	千円 351,689	千円 285,776	千円 65,913	11ページ参照
過年度分給食費	1,123	1,914	△ 791	11ページ参照
試 食 会 費	73	168	△ 95	12ページ参照
雑 入	1	1	0	
繰 越 金	1	1	0	前年度繰越金
合 計	352,887	287,860	65,027	

(2) 歳出予算

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	説 明
食 材 費	千円 352,887	千円 287,860	千円 65,027	
合 計	352,887	287,860	65,027	

(3) 歳入予算の内訳

ア 給食費

区 分		1食当たりの 単 価	基本人員	給食日数	収入(見込)額
小 学 校	第 1 学 年	円 303	人 552	日 177	円 29,604,312
	第 2 学 年	303	553	186	31,165,974
	第 3・4 学年	319	1,177	186	69,836,118
	第 5・6 学年	337	1,221	186	76,534,722
	職 員	337	230	192	14,881,920
	小 計		3,733		222,023,046
中 学 校	第 1・2 学年	円 372	人 1,164	日 183	円 79,240,464
	第 3 学 年	372	608	180	40,711,680
	職 員	372	136	192	9,713,664
	小 計		1,908		129,665,808
	合 計	5,641			351,688,854

イ 過年度分給食費

年 度	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
令 和 元 年 度	円 2,341,000	% 5.00	円 117,050
令 和 2 年 度	978,000	10.00	97,800
令 和 3 年 度	3,279,000	10.00	327,900
令 和 4 年 度	2,612,000	10.00	261,200
令 和 5 年 度	1,521,000	15.00	228,150
令 和 6 年 度	100,000	90.00	90,000
合 計			1,122,100

ウ 試食会費

区 分	1食当たりの 単 価	予定人数	調定(見込)額	収入割合	収入(見込)額
小学校	円 350	(15回) 人 延べ 150	円 52,500	% 100	円 52,500
中学校	400	(5回) 延べ 50	20,000	100	20,000
合 計		(20回) 延べ 200	72,500	100	72,500

議案第17号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校大南学園第四中学校、第一中学校及び第三中学校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の任命をする必要があるので、本案を提出します。

(任命)

1 武蔵村山市立第一小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	鈴木 廣	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	高橋 悦子	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	原田 美智子	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	松村 吾郎	武蔵村山市三ツ藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	榎本 一	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	中村 香織	武蔵村山市中央	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
7	久朗津 朋子	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
8	久保田 晃司	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
9	東海林 和祐	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
10	高橋 勉	武蔵村山市中央	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
11	若山 剛	武蔵村山市中央	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
12	田島 悠輝	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
13	比留間 久美子	武蔵村山市本町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
14	下地 良太	武蔵村山市本町	前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)
15	馬見塚 統子	武蔵村山市中央	前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立雷塚小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	吉澤 幹郎	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	大竹 加代子	武蔵村山市緑が丘	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	大嶋 正子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	小林 靖子	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	伊藤 直	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	渡部 京子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	壽田 牧子	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
8	中武 公太郎	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
9	永井 輝彦	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
10	湯田 正樹	武蔵村山市学園	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	土橋 誠	武蔵村山市学園	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)
12	大塚 克巳	武蔵村山市学園	前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)
13	岡田 文彦	武蔵村山市学園	前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	宮澤 ひとみ	武蔵村山市緑が丘	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	齊藤 イト子	武蔵村山市緑が丘	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	中島 明子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	羽鳥 直美	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	下田 浩司	武蔵村山市緑が丘	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	町田 晴美	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	山本 祐子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	田中 美恵子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	島崎 祐太	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	志村 雅巳	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	田村 秀明	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	西 伸一郎	武蔵村山市緑が丘	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	森本 秀子	立川市砂川町	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	南谷 尚	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	古波蔵 むつ子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	川本 隆良	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	岩瀬 成朋	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	小林 朱美	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	佐藤 直子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	鷲塚 明日香	武蔵村山市大南	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
8	齋藤 剛	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
9	小津 光次郎	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
10	小山 直美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	高橋 敏也	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	藤倉 直子	武蔵村山市大南	教育に関し識見を有する者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	高橋 定雄	武蔵村山市榎	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	深山 裕美	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	佐藤 郁子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	麻生 江里子	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	伊豆元 ゆかり	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	乃一 雅代	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	内野 博之	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	兼城 みや子	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	尾崎 麗恵 スザナ	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	近藤 竜也	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	佐藤 瑠美	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	栗原 美絵	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	坂井 桂	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	小川 紳	武蔵村山市大南	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
15	進藤 澄恵	立川市砂川町	前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第6号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第一中学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	小泉 亨	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	田中 守	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	山手 佳子	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	飯山 隆行	武蔵村山市岸	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	波多野 克典	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	小峯 克彦	武蔵村山市三ツ木	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	下河邊 稔	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	乙幡 昇治	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
9	森谷 一夫	武蔵村山市伊奈平	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
10	吉田 邦子	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
11	横山 つゝみ	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
12	小田 貴弘	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	森田 雅彦	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
14	小川 史郎	武蔵村山市本町	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(任命)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 委 任 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

No	氏 名	住 所	選 出 区 分
1	鎌田 伸一	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
2	金澤 知子	武蔵村山市学園	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
3	宮崎 由美子	武蔵村山市本町	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
4	内野 元一	武蔵村山市中藤	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
5	山田 行雄	武蔵村山市中央	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
6	内野 正義	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
7	島村 里美	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)
8	新谷 禎典	武蔵村山市神明	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
9	伊東 初美	武蔵村山市学園	対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第2号該当)
10	宮田 聖一	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
11	若林 功	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
12	佐藤 暢哉	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)
13	山口 克樹	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

議案第18号

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるので、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市立学校 学校医

2 委 嘱 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 担当校・氏名・医院名等

担 当 校	氏 名	医院名・所在地
第一小学校	亀井 隆雄	かめい内科・外科クリニック (武蔵村山市残堀)
第二小学校	藤田 仁	藤田医院 (武蔵村山市岸)
第三小学校	田島 譲	田島内科クリニック (武蔵村山市中央)
小中一貫校村山 学園第四小学校	岩田 俊博	学園クリニック (武蔵村山市学園)
小中一貫校大南 学園第七小学校	半田 宏一	半田医院 (武蔵村山市大南)
第八小学校	田中 こずえ	伊奈平南クリニック (武蔵村山市伊奈平)
第九小学校	水野 真理	向日葵クリニック (武蔵村山市学園)
第十小学校	齊藤 直人	武蔵村山さいとうクリニック (武蔵村山市大南)
雷塚小学校	岩田 敏	岩田小児科医院 (武蔵村山市緑が丘)
第一中学校	下田 雅大	下田医院 (武蔵村山市三ツ木)
小中一貫校村山 学園第二中学校	小関 雅義	おぜきクリニック (武蔵村山市大南)
第三中学校	岩田 敏	岩田小児科医院 (武蔵村山市緑が丘)
小中一貫校大南 学園第四中学校	山内 立行	村山診療所 (武蔵村山市緑が丘)
第五中学校	亀井 隆雄	かめい内科・外科クリニック (武蔵村山市残堀)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立学校 学校歯科医

2 委 嘱 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 担当校・氏名・医院名等

担 当 校	氏 名	医院名・所在地
第一小学校	小山 亨	小山歯科クリニック (武蔵村山市本町)
第二小学校	永島 剛	永島歯科医院 (武蔵村山市中原)
第三小学校	土方 靖夫	土方歯科クリニック (武蔵村山市神明)
小中一貫校村山 学園第四小学校	宮田 健太郎	宮田歯科医院 (武蔵村山市大南)
小中一貫校大南 学園第七小学校	榎本 義男	榎本歯科医院 (武蔵村山市大南)
第八小学校	比留間 修一	比留間歯科医院 (武蔵村山市三ツ藤)
第九小学校	高橋 徹	高橋歯科医院 (武蔵村山市学園)
第十小学校	指田 登生	さしだ歯科医院 (武蔵村山市学園)
雷塚小学校	呉 一	北多摩歯科 (武蔵村山市学園)
第一中学校	宮崎 茂	宮崎歯科医院 (武蔵村山市本町)
小中一貫校村山 学園第二中学校	長尾 哲	長尾歯科医院 (武蔵村山市大南)
第三中学校	長崎 兼三	長崎歯科医院 (武蔵村山市学園)
小中一貫校大南 学園第四中学校	三條 治	三條歯科医院 (武蔵村山市大南)
第五中学校	伊東 良之	いとう歯科医院 (武蔵村山市本町)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立学校 学校薬剤師

2 委 嘱 年 月 日 令和7年4月1日

3 任 期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 担当校・氏名・薬局名等

担 当 校	氏 名	薬局名・所在地
第一小学校	下津 圭雅	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)
第二小学校	川崎 絢香	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)
第三小学校	蘆澤 和友	みどり薬局中央 (武蔵村山市中央)
小中一貫校村山 学園第四小学校	宇津木 直人	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)
小中一貫校大南 学園第七小学校	三上 治美	しらつち薬局 (武蔵村山市大南)
第八小学校	宇津木 直人	おもてなし薬局 (武蔵村山市大南)
第九小学校	白土 剛士	しらつち薬局 (武蔵村山市大南)
第十小学校	堀江 範子	みつぎ調剤薬局 (武蔵村山市三ツ木)
雷塚小学校	伊東 香織	おもてなし薬局ころづくし店 (武蔵村山市大南)
第一中学校	堀江 範子	みつぎ調剤薬局 (武蔵村山市三ツ木)
小中一貫校村山 学園第二中学校	藤本 睦	武蔵村山調剤薬局 (武蔵村山市榎)
第三中学校	江郷 貴光	
小中一貫校大南 学園第四中学校	蘆澤 和友	みどり薬局中央 (武蔵村山市中央)
第五中学校	白土 剛士	しらつち薬局 (武蔵村山市大南)

※敬称略

議案第19号

令和7年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学
式の告辞について

令和7年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞に
ついて、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

令和7年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞を
定める必要があるので、本案を提出します。

令和七年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞

一年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きっと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょう。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとうございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞といたします。

令和七年四月七日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

令和七年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和七年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が必要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和七年四月八日

武蔵村山市教育委員会

(約八百文字・約三分)

令和七年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかりと聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作しましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活が始まります。

新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和七年四月八日

武蔵村山市教育委員会

(約六百文字・約二分)

議案第20号

令和7年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

令和7年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、別冊のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

令和7年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるので、本案を提出します。

議案第 21 号

東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の
承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定による東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和 7 年 3 月 21 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

（提案理由）

東京都教育委員会職員の派遣に関する協定を締結する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

議案第 22 号

指導主事の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 18 条第 2 項の規定により指導主事を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 21 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

（提案理由）

指導主事の変更及び更新により、新たに任命する必要があるので、本案を提出します。

議案第23号

教育センター職員の任命について

教育センター職員の任命について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和7年3月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

教育センター職員の任命を行う必要があるため、本案を提出します。